

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月1日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、意見書の採択及び定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

次に、9月4日から7日まで決算特別委員会を開催し、平成28年度川根本町一般会計及び各特別会計決算の認定審査を熱心に御審議いただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（太田侑孝君） 日程第1、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(太田侑孝君) 日程第2、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 新しい人が推薦されているんですけども、森田雅文さん。ほかにどういう役職に現在ついておられるか、紹介をしてください。

○議長(太田侑孝君) 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長(北原徳博君) 御質問にお答えしたいと思います。

1名の森田様でございますが、現在今、民生委員のほうの職をやっております。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第3 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(太田侑孝君) 日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(太田侑孝君) 日程第4、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

先ほどと同じように新任ですので、どのような委員会委員とか、役に所属しているか教えてください。

○議長(太田侑孝君) 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長(野崎郁徳君) それでは、お答えいたします。

今回選任をお願いしました筒井氏につきましては、現在、農業委員をお務めいただいております。しかしながら、農業委員は固定資産評価委員との兼職が禁じられておりますので、固定資産評価委員に就任をいただいた暁には、農業委員のほうを辞していただくという形でお話しております。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長(太田侑孝君) 日程第5、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第6 議案第34号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第6、議案第34号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第35号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第7、議案第35号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案ついて質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第36号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第36号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第37号 川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第37号、川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案ついて質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第38号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第10、議案第38号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案ついて質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告に従って質疑をさせていただきます。

今回の過疎法改正の具体的な内容及び改正により当町における具体的な影響などについてですけれども、1、減価償却の特例の拡充の中で、租税特別措置法により固定資産税の課税免除や不均一課税などの特別償却を行うことができる事業として定める対象事業のうち、情報通信技術利用事業(コールセンター)を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するというふうに資料に書かれているんですけれども、除外する理由と、この改正により当町で新たに対象となる事業や事業所はどのようなものがあるのかなのか、お聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、所得税、法人税の課税免除による減収分の一部が、普通交付税措置で75%手当てされているというふうに説明を伺ったんですけれども、当町での、

70%と言われたかもしれませんが、間違っていたら訂正してください。説明だったんですけれども、当町での現在の免除対象事業所と免除内容、それから、普通交付税による補填額は幾らか伺います。

3点目は1番目とダブりますので削除します。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、コールセンターが除外された理由でございます。これにつきましては、改正に伴いまして、国による政策評価調査が行われまして、その結果、平成23年度よりコールセンターの実績がないということで、国のほうで、それを踏まえて除外したということでございます。

また、新たに追加された農林水産販売業ということで、当町ではどんな事業があるかということで、具体例として可能性があるものということで、全員協議会でも話をさせていただいたんですけれども、地場産品ということで、今、例えば柚子ジュースの工場とか、そういうものが対象になるのではないかとございまして。

2点目の件ですけれども、ちょっと私もあれですけれども、所得税、法人税の関係については、今回の町の税条例には関係ないものですから、その点については、全員協議会のほうでは説明は、私のほうではしていないというふうに思っております。ただ、説明させていただいたのは固定資産、今回の税条例で、この町に関係するのは固定資産税ということで説明をさせていただきました。

それについては、もし減免された場合は、75%の普通交付税措置をされるということでございますので、それで、今までの対象事業ということで、これにつきましては、本町合併以来ございませんので、今まで実績はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目の通告を、1点目のとダブるからやめまうと言ったんですけれども、1点目、①ではなくて、最初の大きい1のところ、影響などをお聞きしますというふうに書いてあるので、今回の改正による影響額についてもお答えください。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、影響額ということで、実績はございませんけれども、仮にこのことにお答えさせていただきます。

仮に年間100万円の固定免除をしたというふうにしますと、75%は交付税で見いただくものですから、残りの25%、25万円は減収になるというようなことを、仮に100万円という数字で説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第39号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第39号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をした後、金額、数字などで間違いがあるということで、担当の職員の方から丁寧に教えていただいた部分もありますので、もしかしたら、わかる点は、そこを直しながら質疑をさせていただきます。

最初に、歳入のほうからですけれども、7ページの9-1-1、地方交付税、普通交付税で3,693万1,000円の増で22億1,293万1,000円になり、昨年度の決算額23億6,670万4,000円より1億5,300万円少ないが、これで交付税が終わりなのかどうか伺います。

それから、2点目ですけれども、7ページの13-2-2、民生費国庫補助金78万7,000円の増額についてですけれども、個人番号制度システム整備費補助金ということで、歳出で国民年金事務費や児童福祉施設費、児童措置費、母子保護費、心身障がい者福祉費、それから介護保険特別会計の一般管理費、国保特会の一般管理費など、7カ所でこの補正が出ていて、その補助金ということになっていきますけれども、補助率が国民年金事務費では100%、10割

なっていますが、ほかは3分の2になっている理由を伺います。

それから、改修内容は、説明書によると、特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴うシステム設計及びプログラム開発というふうに書かれていますけれども、具体的に、どのようなことにどういう使い方をするのか。また、その必要性についてあるのかないのか、どういう利便性が増すと考えるのかお伺いします。

そして、マイナンバーということでは、さらに利用が広がると心配が増えるんですけども、今でも流出とか紛失、あるいは情報漏えいなどの人権侵害とも言える事件が起きていますし、一旦流出した個人情報はもとは戻せないという重大な問題です。利活用を広げること、またさらなる、そのことに対するセキュリティ対策の強化ということで経費もかかるでしょうし、紛失、情報漏えいなどの危険性が高まる可能性があるのではないかと心配されるのですけれども、この点についてどうお考えか伺います。

それから、9ページの20-1-9の町債の臨時財政対策債で2,682万5,000円の減額ですけれども、一般財源扱いなので、補正予算書のどこで減額しているのかよくわからないんですけれども、10款4項1目の伝統文化伝承館の建設場所の変更による減額補正で、一般財源が2,080万8,000円減額になっています。また、6-1-8の茶茗館運営費補正で、賃金の増と委託料の減の差し引きで1万円の減額が出ているだけしか気がつかないんですけれども、あとはどこで減額しているのか。なぜ臨時財政対策債を減らすのか、枠が縮小されたのかどうか、その理由は何かなどについて伺います。

次に、歳出のほうですけれども、12ページの2-5-1、環境総務費13節委託料216万5,000円の増額ですけれども、カーボンマネジメント事業追加省エネ診断業務委託料についてということで、当初予算の細節6カーボンマネジメントシステム運用支援業務で350万計上しているんですけれども、これとの関係、あるいは具体的な内容について説明を求めます。

次に、12ページの2-6-1、税務総務費7節賃金201万3,000円の臨時雇賃金ですけれども、来年度の固定資産評価替えに向けて、基礎調査や現況と課税科目の違いなどを調査するとの説明がありました。積算根拠と雇い入れる期間、雇用期間、それから仕事の内容、それから、この方を公募するのかなどについて伺います。

それから、13ページですけれども、3-1-3の高齢者福祉費231万円、島田市の訪問看護ステーション2カ所より派遣していただいていた中の1カ所が8月末より派遣を廃止したため、18人の利用者に対応するための訪問看護師1名を既存の訪問ステーションに派遣となる18人中、ほかへ頼めない13人への臨時看護師を募集するという説明だったように思うんですけれども、町内の医師による訪問看護を行うということではないと思うんですけれども、今後どのように、このことについて、絶対町にとって必要なものだと思うんです。どういうふう考えているのか。訪問看護ステーションのこういう派遣が中止されたことによる、利用していた人たちの不安、御不便などもあるでしょうし、行政はどのように考えているのか伺います。

それから、13ページの3-1-4の介護保険費96万7,000円、23節で国県支出金等返還金58万9,000円というふうに出ているんですけれども、いつの何の分の返還か伺います。

それから、次に、17ページの4-2-1、塵芥処理費632万6,000円、18節備品購入費626万9,000円の内訳ですけれども、当初、1,709万1,000円はパッカー車と2tダンプの購入費だと思うんですけれども、計上されています。昨年度もパッカー車と2tダンプの備品購入ということで計上されていたとメモがあるんですけれども、一体、メモ違いかもしれませんし、正確なところを教えてくださいというのと、それから車両の台数が、どういう車種が全部で何台あるのか、その点についてお答えをお願いいたします。

それから、17ページの6-1-5、茶業推進対策費の4,002万8,000円についてですけれども、19節負担金補助の細節5で市場調査事業負担金129万円の負担金の積算根拠、また調査目的、調査内容、必要性、効果などについて伺います。

また、8ページの歳入のほうですけれども、14-2-4、農林水産事業費県補助金2,767万円が産地パワーアップ事業費補助金として、歳出のほうで原山てん茶工場の3,873万8,000円の増額部分に入っているんですけれども、事業総額、それから組合員数、それから自己負担があるのかなのか、それから前事業の精算状況など、これまでの事業推移や今後の事業の見通しについて説明を伺います。お願いします。

それから、同じページですけれども、19節の細節26産地パワーアップ事業費補助金……

(発言する者あり)

○10番(鈴木多津枝君) どうもすみません。

販売先はというのが載って……じゃ、販売先を追加してください。どのように考えているのか、お願いいたします。

それから、18ページの6-1-8、茶茗館運営費の1万円の減額についてですけれども、業務委託費を221万8,000円減額して、臨時雇賃金二人分192万8,000円と、二人分でなくて、後から一人分ですよというふうに訂正されたので、これ一人分にします、の増額になっていますけれども、何月からの変更で、委託料の減額の内容はというふうになっているのか。なぜ賃金増額より委託料の減額のほうが多いのかについて説明を求めます。

それから、次、19ページですけれども、7-1-4の観光費、在日外国人受け入れで国庫補助が257万4,000円、歳入で入りますけれども、設計業務委託料257万1,000円の歳出の内訳は、つり橋プロムナード5年計画で危険箇所にはしを設置するとか、工事請負費で825万2,000円で久野脇一塩郷に案内看板を2本立てるのが52万9,000円だとか、それから寸又、大鐵浴線のトイレの洋式化11基で772万2,000円というふうな説明を受けたんですけれども、この中で、洋式化する便座を暖房とするかどうか、それから、1基当たり70万円ぐらいになるんですけれども、洋式化するだけでこんなに、高いのではないのかというふうな気がするんですけれども、それから、11基設置する洋式化するトイレの箇所について伺います。それと、既存の便座、トイレでも温かい便座にしてほしいという声がありますし、実際使ってみて、驚

くような冷たいのに座らなければならないということも起きていますので、前から要望しているんですけども、そういうことへの対応があるかどうかを伺います。

20ページの10-1-3の教育諸費ですけれども、13節委託料、7の地域教育支援コンサルタント業務委託料582万1,000円ということですが、これは当初予算で97万2,000円に対する増額分ですけれども、公設学習塾を1カ月試行的に開設するための三人分の人件費という説明があったと思います。当初予算と合わせると700万円近くになるんですけども、委託料の内訳について説明を求めます。

それから、15節の工事請負費736万7,000円で、買い取った元森林管理署の宿舍の4戸を教員宿舍とする方針のうち2戸について、今回改修工事をするということですが、その工事費だということですが、需要状況、先生方にどれくらい必要性が、今待っていらっしゃる先生方がいらっしゃるのかどうか。それから、千頭の駅も近いので、もし改修して使えるようになったとき、先生方に需要があくようでしたら、川根留学生の宿舍としての活用も考えられるのではないかと思うんですけども、その点について、どういうふうを考えていらっしゃるのか伺います。

それから、22ページの10-4-1、社会教育総務費、減額ですけれども、1,718万3,000円、(仮称) 伝統文化伝承館建設予定地の変更に伴う補正ということですが、細節9の設計監理業務委託料の321万円増額は、防音や水道引き込み工事の追加のためとの説明でしたが、建物の建設費総額はどれくらいを考えているのか伺います。

また、神楽と共演の発表などができる建物を考えていると最初に説明があったんですけども、全協では少し縮小も考えているというふうなことも説明がありましたけれども、太鼓の練習場に徹して、私は建設費を抑えるべきだと思うんですけども、この神楽の練習場について、どこからそのような要望が出ているのか。徳山だと毎年神楽、よそでももちろん、お祭りのとき発表しているところがあると思うんですけども、そういうところの区長さんなどに聞いてみられたのかどうか伺います。

それから、社会教育課が示した建設地の変更の進捗状況という説明資料ですが、その中に、「造成費も低く抑えることが可能」だと、変更について書いてあるんですけども、敷地造成実施計画委託料の395万5,000円、当初予算に出ているんですけども、は今回、全く補正がない状態になっています。今回の場所は、もう平地になっていますし、規模も縮小するという説明などで、減額できるのではないかと思うんですけども、その点について説明を求めます。

以上です。

○議長(太田侑孝君) 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長(野崎郁徳君) それでは、鈴木議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

議員の御質問、一般会計全般にわたる御質問となっておりますので、申し訳ございません、それぞれ各担当課よりお答えをさせていただきます。回答の順番が、各担当の順という形で

行わせていただきたいと思いますので、議員の御質問の順番と一部相前後する点があることを御了解いただきたいと思います。

それでは、まず、総務課の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、一番最初、議員御指摘の7ページの地方交付税に関する御質問について、お答えをさせていただきますと思います。

29年度の普通交付税決定額は22億1,293万1,000円ということで、当初予算21億7,600万円と比較して、今回上回った分、3,693万1,000円の増額補正をさせていただいたものであります。普通交付税につきましては、今回計上したもので全てとなります。

また、前年度と比較して減少となった要因につきましては、合併の際より折に触れて、いろいろ御説明させてきていただいておりますけれども、いわゆる普通交付税の合併算定替えが平成27年で終了したことに伴いまして、28年度から32年度までの経過措置と、段階的に1町分に移行していく中での交付税の減額措置といったものが一番大きいというふうに考えております。

参考までに、一本化算定に向けていきますと、2年目は70%、3年目には50%、4年目には30%といった形で推移していきまして、最終的には33年には、完全に新町、1町の一本化算定となるという仕組みになっております。減額の要因としては、それが一番大きなものというふうに考えております。

次に、通告の2ページ目にあります決算書の9ページ、臨時財政対策債に関する御質問について、お答えをさせていただきますと思います。

臨時財政対策債につきましては、議員御承知のとおり、一般財源としてその用途を問われない地方債でありまして、特定の事業に充当するといった理由でなくてもよい財源ということになっております。今回の減額は、結果的に歳出額、入札差金等に伴います歳出額が減少したことに加えて、歳入の側において、普通交付税の当初予算より増額、前年度の繰越金の増額等がありました。結果として、臨時財政対策債の発行限度額が減少になったことに伴う減額となっております。この減額の大きな要因としましては、普通交付税の実際の交付額の算定と予算額との差が生じていることによります。

普通交付税の算定につきましては、新年度に入りまして、国の省令による複雑な計算式によって国から示されております。予算算定においては、県とも協力する中で、県のほうにおいても、非常に精度の高い試算をしていただいて、お示ししていただけているわけではありますけれども、現状では、実際の普通交付税の交付額とは差が生じております。結果として、今回のように財源の不足を補う意味合いの強い臨時財政対策債の発行額においては、差異が生じることがあります。それを今回のように修正をするといった形で対応しているものでございます。

総務課関係は以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、鈴木議員の、民生費の国庫補助金について説明いたします。

今回のシステム整備の補助金の申請窓口であります情報政策課から、補助制度の概要について御説明いたします。

まず、今回の補助制度の対象経費であります、四つあります。

一つ目は、年金情報連携のためのシステム改修費でありまして、補助率が10割です。日本年金機構に提供する届け出等に個人番号を出力するためのシステム改修経費が対象になります。昨年度予定していたシステム改修を、日本年金機構の個人番号取り扱いに合わせて、本年度実施するものです。

二つ目、三つ目の対象経費については、本年7月または平成30年7月からの情報連携に伴うデータの標準レイアウトに対応するための改修経費になります。データの標準レイアウト対応を具体的に説明いたしますと、各自治体等が採用しているメーカーのシステムごとに異なるデータの項目の名称、型式、桁数及びその他の情報を標準的な形式にするためのシステム改修でありまして、情報を連携する際のデータの移行を円滑に行うために必要な作業になります。この補助率が3分の2です。補助率については、補助対象経費として、厚生労働大臣が認めた額の3分の2を標準としておりますが、国民年金及び障がい者福祉のうちの特別児童扶養手当については10割とされているところです。

四つ目の対象経費であります本年度中に実施する総合運用テストに係る経費については、今回該当はありません。

個人情報の紛失、流出等については、社会保障・税番号制度の運用の開始いかににかかわらず、個人情報を取り扱う地方公共団体として厳格に対応していく必要があり、町としましては、日本年金機構の情報流出問題以降、インターネット系ネットワークの完全分離、個人番号利用系パソコンの配備及び、そのパソコンを使用する際の2要素認証システムの導入など、様々なセキュリティー対策をしてまいりました。今後も職員に対するセキュリティー研修の実施を含め、引き続きセキュリティー対策の強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） それでは、歳出になります。12ページ、2款5項1目環境総務費13節委託料216万5,000円についてお答えさせていただきます。

まず、この事業におきまして、昨年度、国の地球温暖化対策計画に基づきまして、地方公共団体の事務事業が所属します業務、その他部門におきまして、温室効果ガス排出量の増加傾向が大きいことを踏まえ、2030年度、平成42年度までに2013年度比の40%のCO₂削減という厳しい削減目標が掲げられました。これに伴いまして、本町におきましても、平成26年3月に改定されました川根本町地球温暖化計画の取り組み状況を検証するとともに、国の計画内容を踏まえ、町内公共施設におけます温室効果ガス排出量につきまして、平成27年度の

数値を基準年度としまして、平成42年度までに40%削減を目標とする川根本町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定いたしました。

温室効果ガスの排出の削減につきましては、主に電気使用量、それからガス、ガソリン、灯油等の燃料使用等の削減が主な目標達成の要因にはなってきます。そのために、施設内の設備機器等の更新を行うことが必要となってきました。対象施設につきましては、昨年度、軽易的な省エネ診断のほうを実施してございまして、それに伴います設備更新に必要な機器等の簡易的な設計等を昨年度実施してございます。

今回、鈴木議員のほうからお話がありました、まず、当初予算のカーボンマネジメントシステム運用支援業務についてですけれども、こちらは、今御説明しました川根本町地球温暖化対策実行計画に基づきまして、温室効果ガスの削減量を図るために、目標達成のための施設内の空調機器、照明機器などの設備更新が必要なため、省エネ診断を実施、計画を策定していくという状況でございます。

この支援業務につきましては、省エネ診断施設を対象としまして、省エネ機器の導入効果、それから投資効果等を検証しまして、設備更新における国の補助事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、こちらに応募する施設の抽出及び優先順位等を検討し、計画的な設備更新のための全体計画を策定するものでございます。

今回補正に上げたものにつきましては、国の補助金の要綱が平成29年度から一部改正となりまして、施設改修に伴います機器等の導入におきましては最低2区分以上、例えば空調機器、それから照明器具というもの、最低その二つはやらなきゃならないという制度に変更となりました。昨年度までは、空調なら空調だけの対応でよかったんですけれども、今年度の要綱改正に伴いまして、二つ以上の機器の更新が必要という形になりましたものですから、再度省エネ診断を実施し、具体的な機器の更新、それから設備投資等を再検討する必要があるため、今回補正で計上させていただいております。

なお、今回の補正の内容を踏まえまして、当初予定しております支援業務とあわせまして全体的な計画を策定し、次年度以降の更新計画に当たっていく予定でございます。

それから、もう1款、くらし環境関係になります。

歳出関係ですけれども、ページ数が17ページ、4款2項1目塵芥処理費になります。

こちらのほうで備品購入費につきましてはですけれども、議員の質問にありましたように、現在、塵芥処理に伴いますごみ処理の関係の車両につきましては、車両台数7台を保有しております。7台のうち、本庁側での所有としましては、パッカー車が2台、それから2tダンプ1台の計3台になります。支所側のほうにおきましては、パッカー車が2台、2tダンプ1台、軽トラック1台の計4台という形になります。

最近の車両更新につきましては、平成27年度に支所のパッカー車1台、それから、平成28年度におきましては、本庁の2tダンプとパッカー車、それぞれを更新しております。なお、今年度につきましては、4月の入札におきまして、支所側の2tダンプを軽トラックにかえ

るという車両の更新を実施しております。それと合わせまして、本庁のパッカー車の更新を今年度、7月末の入札で発注をかけている状況です。

今後の更新予定としましては、実質的には今、先ほどもちょっと支所のほうで2 t ダンプ1台と説明をさせていただいたんですが、実質はこれが、4 t ダンプを今まで使用しておりました。今回の補正で、この4 t ダンプが、エンジントラブルに伴いまして使用不可になってしまったことから、前回、車両更新で廃車予定としておりました2 t ダンプ、こちらのほうを車両購入までの間、動かせる状況であるということから、車検をとって、1年間そちらで対応するというように考えております。ですので、4 t ダンプを更新するというに伴いまして、今後の車両更新につきましては、今現在持っている台数の中で一番古い年式のは、21年度のパッカー車が1台ございますので、それを今後の更新計画に上げていく予定になります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 私のほうは、ページ数が12ページになります。

2款6項1目税務総務費の固定資産評価替えに向けての人件費でございますけれども、これにつきましては、2名の方を10月から来年3月までの6カ月間雇用することとしており、賃金のほか、賞与や通勤手当の支給を見込んで予算計上させていただいております。

業務内容についてですけれども、昨年度撮影した航空写真に写っている家屋や田畑の現況と、現在町で課税している現況との相違点がないかを確認する作業となります。基本的には公募により対応したいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは私のほうから、13ページの高齢者福祉費について御説明をさせていただきます。

まず初めに、申し訳ありません、ちょっと全協での私の説明がいけなかったのかもしれませんが、御質問の中で、18人中ほかに頼めない13人という表現がございますが、そういうことではなくて、二つの訪問看護ステーションがございました。片方は13人、片方は18人、その18人を担当していたほうがやめてしまいますので、その18人を要は、13人担当している業者のほうに頼めないかという話を持っていったときに、これ以上は無理ですというお話があったので、結果こういうことになっているということで御認識をいただければありがたいと思います。

それでは、御質問にありました、まず、訪問看護ステーションについて、どこに頼むのかというようなことで御質問がございました。訪問看護ステーションにつきましては、当町が健診等を委託しております静岡厚生病院の訪問看護ステーションでございます。それから、今後についての御質問がございましたが、今後につきましては、当町での開設について、公

設も含めて、改めて皆様方にお諮りをしてまいりたいというふうに考えてございます。

二つ目の御質問でございます。

介護保険費の23節国庫支出金返還金の58万9,000円は、いつの何の分の返還かという御質問でございます。平成28年度の介護保険低所得者負担限度額措置事業補助金の返還金でございます。社会福祉法人等による利用者負担限度額制度で、町が補助した額の75%が補助されますが、その過年度分、28年度分につきまして、過大交付を受けたため、その返還を行うものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） それでは、農林課分の説明をさせていただきます。

17ページになります。6-1-5、茶業推進対策費の19節負担金及び交付金の、先に細節26の産地パワーアップ事業補助金について説明いたします。

本町のような山間地、その中でも遅場所での茶栽培は価格面で不利であり、近年販売に苦勞してきました農事組合法人原山は、地域の特性を生かして、有機栽培でてん茶の取り組みを計画いたしました。今回の補正は、これまでの煎茶工場をてん茶工場にするものです。事業の補助対象事業費は5,534万円で、国の補助2分の1、2,767万円に町で20%のつけ増しをし、3,873万8,000円を補助するものです。補助残の30%は農事組合法人の負担となります。原山の組合員は23名ということになっております。てん茶の販売先につきましては、静岡市内の茶商と販売契約を交わしております。

細節5の市場調査の負担金ですが、施設整備とあわせまして、出口対策、販路拡大として、大井川農協管内の藤枝市、島田市、川根本町の首長と農協組合長が、世界最大手のスターバックス本社へのお茶のPRと日本茶商店の視察を計画しております。町長、市長が訪問することによって、官民一体となって本気度をアピールすることができるということになりました。相手方もそれなりの責任者が対応してくれるというようでありまして、負担の経費は、町長と同行する農林課職員の2名分の経費であります。

続きまして、6-1-8の茶茗館運営費ですが、茶茗館の呈茶業務はシルバー人材センターに委託をしているわけですが、昨年度、呈茶業務ができる方が6名しかいないということで、シルバー人材センターの規定の月10日程度を超えてはいけないということで、それに対応できないということで事務局から申し出がありましたので、町からは、呈茶業務に対応できる方を増やして対応してくださいとお願いしていたんですが、なかなか難しいということでありました。

今年度、茶茗館の臨時職員を1名募集したんですが、2名の方が応募してくれましたので、対応として2名の方を採用し、とりあえず9月まで様子を見て、シルバー人材センターの対応を待っていましたが、増員の見込みがないということで、今回、呈茶業務委託料1名分を減らして、年間臨時職員1名を増額ということをお願いしたいというものです。金額の違い

は、時給、日数、それからシルバー人材等の経費がありますので、その分が若干違ってまいります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 19ページ、7-1-4、観光費の工事費の中にある、和式を洋式にする工事を割り返すと割高ではないかという御質問と、その11基の箇所はという御質問だと思いますが、和式を洋式化するためには、備品だけを購入するというものではなく、床の修繕、具体的にはコンクリートのはつり工、あるいは養生、床打ち、そして撤去、新設、場所によってでございますがドア位置の改修、あるいは、電源が必要になりますので電源工、それらもろもろの経費が発生いたしますので、このような金額になるということで御了解をお願いしたいと思います。

もう一つ、11基の箇所でございますが、北部から申し上げます。寸又峡プロムナードコースの中のトイレが1基、寸又峡温泉入り口の駐車場のトイレの中の3基、そして千頭駅前トイレの2基、崎平駅前のトイレの3基、田野口駅前のトイレの2基ということで、全町的に対応したいと思っております。

なお、温かい便座を今後配慮していただきたいという御要望がございますので、可能な限り対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、教育総務課の関係、20ページ、21ページの10-1-3、教育諸費に関する2点の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、公設民営塾の試行的開設に伴う予算増額の内訳について説明をさせていただきます。

今回、試験的に実施をいたします公設民営塾に従事する3名分の人件費としまして216万円、従事者の移動経費として36万円、実施機関の居住費等としまして18万円、初期教材や映像指導のための経費としまして88万円、PRチラシ・記事広告費などで総額582万1,000円の増額をお願いするものであります。

2点目であります。

元森林管理署の桑の実宿舎の改修経費についてでございますが、決算特別委員会の現地調査で確認をいただきました、下長尾にあります教職員住宅の単身寮の横に世帯寮がございます。そちらのほうの老朽化も進んでおりますので、その解消策といたしまして、今回の元桑の実宿舎の改修により対応したいと考えております。

また、この宿舎のほうを川根留学生の正宿舎に利用できないかという御提案でございますが、来年度の対応策といたしましては、崎平にあります元中部電力の単身寮よすが苑の借り入れにより対応したいと考えております。

なお、寄宿舍におきましては、食事の面、それから生活面の指導等もございますので、そういう点を考えますと、こちらのほうの桑の実宿舎の利用についてはちょっと厳しいかなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 社会教育課長、平松敏浩君。

○社会教育課長（平松敏浩君） 資料のほう、22ページになります。10-4-1、社会教育総務費のほうの質問について、お答えさせていただきます。

まず、建設費総額はどのぐらいを予定しているかという質問ですが、事務局としましては、建築工事本体につきましては5,000万円前後、給排水・防音設備、様々な設備等を含めまして、総額1億円以内におさめたいと思っておりますが、これにつきましては、詳細な金額、図面などにつきましては、こちらの補正のほうを可決していただいた後の実施設計によりまして、平成30年度当初予算の要求時までには建築金額等を出す予定となっております。

次の質問ですが、神楽と共演の発表などができる建物を考えているとの説明だが、太鼓の練習場に徹して建設費を抑えるべきと思うという質問に対してですが、今回の伝承館の建設につきましては、もともと伝統文化を発表するというよりも、町の貴重な伝統文化の一つであります赤石太鼓の練習場が必要であるという要望がありました。伝承するために練習場を確保することがまず第一の目標で、建設予定のほうを進めています。

なお、現在計画の伝承館につきましては、太鼓や神楽などの練習会場として利用していただきたいと思っております。また、発表につきましては、当然こちらのほうでも発表もできますが、文化会館とかそういった施設もありますので、有効的に使っていただければと思っております。

最後の質問になりますが、委託料395万9,000円もそのままにしているが、平地だし、規模も縮小するとのことで、減額できるのではという質問についてですが、こちらのほうは、敷地造成の実施計画委託につきましては、今後実施設計を行っていく上で、未舗装の町道から伝承館への入り口であるとか、あと、まだ工事が終わっていません埋立地との段差などが発生する可能性がありますので、今回は減額しませんでした。また、こちらにつきましては、不用になりましたら減額措置を行わせていただく予定となっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時14分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。



◎日程第12 議案第40号 平成29年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第40号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第41号 平成29年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第41号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

まずは、通告に従って質問いたします。

最初に歳入の5ページ、8-1-1の繰越金7,947万4,000円の増額についてですけれども、多額の余剰金が出たということをごどのように考えておられるのか伺います。

それから、保険料のもらい過ぎではと私は思うんですけれども、一人平均どれくらい多過ぎたのか。計算がなかなか難しいみたいなんですけれども、もしできるようでしたら教えてください。

それから、次期、第7次介護保険事業計画、来年度から3年間つくられるんですけれども、その計画における保険料など、給付の見通しについて説明をいただきたいんですけれども、よろしく願いいたします。

それから、歳出のほうで、4-1-1の基金積立金が3,943万円積み立てを増す、増やすということで歳出に出ているんですけれども、これについて、1号被保険者数と2号被保険者数、一人当たりの基金額はなどという通告をしたんですけれども、これは後から課長に、1号、2号じゃないよと。多分私は、普通徴収者と特別徴収者を勘違いして、こういうふうに書いてしまったんだと思うんですけれども、なかなか、これを出すというのも難しいという説明だったんですけれども、もしわかるようでしたら教えてください。

それから、3点目ですけれども、7ページの7-2-2の国・県支出金返還金4,307万3,000円の増額になっているんですけれども、昨年度は1,966万6,000円で、今回2,000万円以上も増えるわけなんですけれども、3年間の介護保険事業計画に基づいてサービスの給付額を決めて、それによって事業が行われていくわけなんですけれども、その給付の見積もりが過大だったということで、いろいろ施設も建設される予定だったのが延びて、まだ建設がされていな

い、そういうものもサービスの中に必要な給付として見込んでいたということで、県内でも一番高い介護保険料の値上がりというんですか、そういうことが一昨年行われたわけですが、やっぱりこういうことに対して、必要のない、結果的には必要がない値上げをしたというふうに私は思っているんですけれども、今回、国・県へ返還するお金がこんなに大きくなったのも、やっぱりその結果ではないかと思うんですけれども、これについて説明を求めます。

そして、さらに、歳出の1点目のところですが、基金の積立金についてですが、28年度の基金残高が5,311万円ありまして、決算で出ています。それと合わせると、今回の積み立てを合わせると9,254万円ということで、1億円近くになるわけです。介護保険事業というのは、3年間でほとんど使ってしまう、それに足りる保険料を設定しようということで、介護保険事業計画3年間の給付を見込んだところから、あちこちの補助金が入った、あるいは保険料を引いた残りを65歳以上の保険料ということで決めるわけですが、そういう、3年目の終わりには残りがなくて当たり前だし、残らないようにするというのが原則ではないかと思うんですけれども、28年度の65歳以上の、決算書を見ると保険料の調定額が、2億2,876万円ということで調定額があるんですけれども、1億円近いということで、40%を超える余剰金が出たということになるのではないかと思います。これから次期計画を、先ほども聞きましたけれども、策定が進んでいくと、今年度中につくられると思うんですけれども、この基金をどのように扱う考えか伺います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。

繰越金7,947万4,000円の増額について、どういうふうに考えるか、もらい過ぎじゃないのか、もしくは、一人平均幾ら多過ぎたのかというような御質問と、それから、次期事業計画の見直しはということで御質問をいただきました。

今回の増額補正につきましては、平成28年度の介護保険事業における介護給付費分と、それから、地域支援事業分の精算による超過交付分を返還するためのものがございます。平成28年度の繰越金7,947万4,667円から国・県の返還金4,307万4,044円を差し引き、あわせて、支払基金からの追加交付がございましたので、それが303万613円を充当するために、最終的に3,943万円を介護給付費準備基金に繰り入れをお願いするものがございます。

御承知のとおり、介護保険事業計画は、3年間で計画期間として保険料を算定しております。今回、あかいしの郷の増床、それからグループホームの新設を予定しておりましたけれども、開設が遅れ、その分の給付費が使われなかったため、結果的に繰越金が多くなりましたが、今後給付費の伸びが見込まれております。

次に、次期の事業計画の見直しでございますけれども、現在、川根本町高齢者福祉介護保

除部会の皆様と作業を始めているところでございまして、これから具体的に必要なサービス料、それから保険料を納める方々の人数等の推計を出した上で、具体的な金額についてはお示しができるかと思いますが、前回もお話をしたとおり、それが、申し訳ありません、多分、ある程度固まった数字が出てくるのは年明けになろうかと思いますが。

二つ目の御質問でございます。

1号被保険者数及び2号被保険者数ということでお話がございました。65歳以上の1号被保険者数につきましては、3,430人ということになります。それから、40歳から64歳までの2号被保険者につきましては、申し訳ありません、国保、社保等がございまして、正確な人数は申し訳ありません、把握ができておりません。したがって、申し訳ないんですけども、一人当たりの基金額につきましても、正確な数字は答えられません。

次の御質問です。

国庫支出金返還金の4,307万3,000円の増額、昨年は1,966万6,000円で、2,000万円も増えた。3年間の介護保険事業計画に基づき、給付の最大見積もりに合わせて計上した結果の返還かという御質問でございました。

これにつきましても、先般全協でも申し上げましたけれども、介護給付費における国・県、支払基金の負担額は、負担割合で給付額に応じて交付をされ、その負担額は国・県、支払基金において、それぞれ近年の給付額の状況で、当初の給付額を算定し、交付が決定されます。ですので、国・県、支払基金のほうはこのぐらい、要はあかいしの郷、それから、もう一つグループホームが始まれば、このぐらい伸びるだろうという見込みの上で金額を決めていただいたんですけども、結果的に二つとも、28年度開設ができなかったということで、このような状況になっているということをお理解ください。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成29年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第42号 平成29年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(太田侑孝君) 日程第14、議案第42号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成29年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長(太田侑孝君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月19日午前9時、本会議を開会し、一般質問、決算特別委員長報告及び認定第1号か

ら第7号の討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時28分